

# 厚生文教常任委員会報告事項資料

資料番号	資料名	所管課
1	学校給食費の徴収方法の変更等について	学校安全課

平成29年 9月29日

## 学校給食費の徴収方法の変更等について

### 1 小田原市学校給食費検討委員会の検討

給食費については、概ね3年ごとに、校長、園長、保護者、栄養士の各代表からなる「小田原市学校給食費検討委員会」が組織され、その金額の妥当性等が検討されます。

今年度は当該検討委員会の開催年度であり、年度当初から給食費の金額や会計処理方法について検討される予定でしたが、4月に本市小学校において給食費の盜難事件が発生したため、給食費の徴収方法等についても併せて検討されました。

その結果、①給食費の金額は、社会情勢を勘案し、かつ、栄養士による給食費の試算等を行い現行のままで給食提供が実施できると判断し、このまま据え置くこと（小学校月額4,300円、中学校月額5,000円、幼稚園月額3,900円）、②子どもが現金を持ち歩くリスク、保護者や教職員がまとまった額の現金を扱うリスク、それが一か所に集約されるリスクなどを勘案し、給食費の徴収方法は口座引落しにすること、③保護者負担の公平性、教職員の負担軽減、会計処理の透明性の確保等を勘案し、平成32年度に公会計化することを見据えて事務を進めることについて、8月28日に小田原市学校給食会長である教育長に報告がありました。

### 2 報告後の教育委員会の対応

検討委員会からの報告を受け、教育委員会内で検討し、以下のとおり方針を決定しました。

- ① 給食費の金額は、現在の金額のまま据え置く。
- ② 給食費の徴収方法は、平成30年度から、手集金ではなく口座引落しとし、その手数料は保護者負担とする。給食費の督促等未納対策は、教育委員会が主となり対応していく。
- ③ 公会計化は、先進自治体の導入スケジュールを勘案し、平成33年度を目指して早期に開始できるよう検討を進めていく。

### 3 今後の動き

校長に対しては、各校長会（小学校9月5日、中学校9月22日）で教育委員会の方針を説明するとともに、給食費の徴収方法については、改めて各校長園長に、文書で依頼する予定です。また、学校用事務マニュアルを作成し、配布します。

保護者に対しては、10月上旬に給食費徴収方法の変更及び口座開設等の協力依頼の通知を配布した後、11月上旬までに手続き書類等を配布し、所定の手続きを取っていただくよう依頼していく予定です。

【参考：給食費月額の推移】

単位：円

実施年月	小学校	中学校	幼稚園
平成2年4月～平成11年3月	3,400	4,000	3,100
平成11年4月～平成21年3月	3,800	4,500	3,400
平成21年4月～平成27年3月	3,900	4,600	3,500
平成27年4月～	4,300	5,000	3,900